

人材派遣マージン率等の情報提供

事業所名 シナノケンシスタッフサービス株式会社
住所 〒386-0404 長野県上田市上丸子1078
電話 0268-75-5806
FAX 0268-43-0010

法第34条の2に基づく労働者派遣に関する料金の額の明示 ※2023年度

- 当該事業所における派遣料金の平均額 16,594 /日
- 当該事業所における派遣労働者の賃金の額の平均額 13,289 /日
当該労働者派遣に関する料金の額には、所定外、深夜、休日割増のほか各種手当、福利厚生費、交通費等を含みます。

法第23条第5項に基づく情報公開

- 派遣料金等に関し厚生労働省令で定めるところにより算定した割合 19.9% ※2023年度
尚、この割合には次の費用が含まれます(その他派遣事業の業務に関する参考事項)。
 - ・雇用主負担の健康診断料、有給休暇への充当費用、教育研修、福利厚生、募集広告費にかかる費用
 - ・雇用主負担の労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料
 - ・営業、採用活動等、事業運営にかかるシステム開発、保守費用、賃料、人件費、通信費、営業利益等
- 当該事業に係る派遣労働者の数 58人 ※2024年4月1日時点
- 派遣労働者の役務の提供を受けたものの数 1件(シナノケンシ株式会社1社のみ) ※2023年度
- 教育訓練に関する事項
一般常識・モラル、ビジネスマナー、安全衛生、キャリア面談、コンプライアンス、その他個別業務研修等
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
入職時等基礎的訓練・・・(対象)新規派遣労働者(賃金支給)有給(訓練費用負担)無償
- キャリアコンサルティング相談窓口:連絡先:0268-75-5806 派遣元責任者 小暮
福利厚生 各種制度
年次有給休暇・社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)・労働者災害補償保険・定期健康診断
各種休業制度

法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- 労使協定を締結しているか否か:締結済
- 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲:原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- 労使協定の有効期間の終期:2025年3月31日

以上